

平成30年度障害児支援における報酬改定等の概要

—目次—

- 1 主な改定内容について
- 2 地域区分及び1単位単価の見直しについて
- 3 居宅訪問型児童発達支援の創設
- 4 放課後等デイサービスの報酬区分の導入
- 5 障害児支援横断的事項（児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、福祉型障害児入所、医療型障害児入所）
- 6 看護職員加配加算（児童発達支援及び放課後等デイサービス）【新設】
- 7 指導員加配加算（児童発達支援及び放課後等デイサービス）
- 8 特別支援加算の見直し（児童発達支援、医療型児童発達支援及び放課後等デイサービス）
- 9 強度行動障害児支援加算【新設】
- 10 事業所内相談支援加算の見直し
- 11 関係機関連携加算（I）の見直し
- 12 保育・教育等移行支援加算【新設】
- 13 欠席時対応加算の見直し（児童発達支援、医療型児童発達支援及び放課後等デイサービス）
- 14 自己評価結果等未公表減算【新設】（児童発達支援及び放課後等デイサービス）
- 15 児童発達支援の基本報酬の区分の創設
- 16 医療型児童発達支援
- 17 保育所等訪問支援の推進
- 18 福祉型障害児入所支援
- 19 医療型障害児入所支援
- 20 その他（審査等）

《参照資料》

平成30年3月14日 障害保健福祉関係主管課長会議資料1/2冊（以下、「国資料」という。）の別紙資料にかかる該当部分

障害保健福祉関係主管課長会議資料1/2冊	P.1～P.197(者のサービスに係る部分除く)
別紙1 「障害福祉サービス等の基本報酬の見直しについて」	P.120～P.136（側部側 P.105～P.121）
別紙2 「看護職員加配加算の創設について」	P.137～P.143（上側 P.122～128）
別紙3 「指導員加配加算の見直し等について」	P.144～P.153（側部側 P.129～P.138）
別紙4 「看護師配置加算の見直しについて」	P.154～P.157（側部側 P.139～P.142）
別紙5 「地域区分の見直しについて」	P.160～P.161（側部側 P.145～P.146）

〔留意事項〕 この説明資料は、国資料の要点をまとめたものであり、各事項の具体的な内容、加算・減算の算定要件は国資料及び別紙をよく確認してください。

1 主な改定内容について

- (1) 人工呼吸器等の使用や、たん吸引などの医療的ケアが必要な障害児が、必要な支援を受けられるよう、看護職員の配置を評価する加算を創設。
- (2) 障害児の通所サービスについて、利用者の状態や事業所のサービス提供時間に応じた評価を行う。
- (3) 障害児の居宅を訪問して発達支援を行う新サービス（前回の法改正に伴うもの）、「居宅訪問型児童発達支援」の報酬を設定。
- (4) その他、障害児相談支援における質の高い事業者の評価、送迎加算の見直し等

※基本報酬の単価及び各種加算・減算の詳細含め、各種制度改正等を下記の厚生労働省ホームページ「平成30年3月14日実施:主管課長会議資料」で、必ず確認してください。

[アドレス]

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougai_shahukushi/kaigi_shiryuu/index.html

2 地域区分及び1単位単価の見直しについて

平成30年度において、別添資料「平成30年度障害福祉サービス等報酬改定の概要」のとおり見直しが行われました。名古屋市における平成30年度～32年度における地域区分は、3級地（現行と同じ）となっています。

見直し後の、主な1単位単価は以下の通り。その他の区分は別添資料「平成30年度障害福祉サービス等報酬改定の概要」を参照してください。

- (1) 児童発達支援センターの場合…10,93円
- (2) 児童発達支援センター以外の指定児童発達支援事業所の場合…10,90円
- (3) 児童発達支援（主たる対象が重症心身障害児の場合）…11,14円
- (4) 医療型児童発達支援…10,00円
- (5) 放課後等デイサービス…10,90円
- (6) 放課後等デイサービス（主たる対象が重症心身障害児の場合）…11,14円
- (7) 保育所等訪問支援…10,93円
- (8) 障害児相談支援…10,90円

※地域区分及び1単位単価は、請求時に入力を誤ると、エラーとなるため十分に注意をしてください（愛知県国民健康保険団体連合会提供資料「平成30年度障害福祉サービス費等の請求について」P.10～11参照）。

※国資料P.160～P.161（側部側P.145～P.146）参照。

3 居宅訪問型児童発達支援の創設

重度の障害等の状態にある障害児であって、障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障害児に発達支援が提供できるよう、障害児の居宅を訪問して発達支援を行うサービスを新たに創設（「居宅訪問型児童発達支援」）

(1) 対象年齢：小学校就学前に限らず、満18歳に達するまで利用可能

(2) 支給決定日数：週2日を目安

(3) 主な報酬体系

・基本報酬988単位

・訪問支援員特別加算679単位

※障害児の支援経験がある作業療法士や理学療法士等の専門性の高い職員を配置して訪問支援を行う場合に評価。

(加算対象者)

- ① 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保育士若しくは看護職員又は児童指導員、児童発達支援管理責任者、サービス管理責任者若しくは心理指導担当職員であって、障害児支援の経験が5年以上
- ② 障害児支援の経験が10年以上

4 放課後等デイサービスの報酬区分の導入

現在一律の単価設定となっている放課後等デイサービスの基本報酬について、障害児の状態像を勘案した指標を設定し、報酬区分を設定。児童発達支援管理責任者専任加算は報酬改定に伴い、基本報酬に組込まれた。また、1日のサービス提供時間が短い事業所について、人件費等のコストを踏まえ、短時間報酬を設定。

- (1) 報酬区分 (別添ファイル 1-2【事務連絡】平成30年度障害福祉サービス等報酬改定における放課後等デイサービスの報酬区分の導入について(その2)参照)

区分1…障害の程度が重い障害児（以下、「区分1対象児童」という。）の数が、障害児全体の数の50%以上の場合に、区分1の単価を算定する。

区分2…上記において、50%未満の場合に算定する。

50%の判定は、平成30年4月1日時点の契約児童数の割合において判定。平成30年7月1日以降は直近3か月（平成30年4～6月）の延べ利用人数に占める割合が50%以上か未満かで区分を判定して算定する。以後、平成31年3月31日までは、同じ区分で算定を行う。以後は、前年度の延べ利用人数の利用実績に応じて区分の判定をおこなう。つまり、この区分算定は、障害児ごとではなく、事業所ごとに算定するものである。

初回の区分の届出は、平成30年4月15日（消印有効）までに、「障害児給付費算定に係る体制等に関する届出書」にて、子ども福祉課へ提出する。

また、平成30年4～6月の実績により、区分1を算定する事業所は、平成30年7月15日（消印有効）までに、「障害児給付費算定に係る体制等に関する届出書」を、子ども福祉課へ提出する。（区分1から区分2に変更となる事業所も要提出。区分2のまま変更しない事業所は提出不要）

〔見直し後の基本報酬の例〕

- ・事業終了後に行う場合（利用定員が10人以下の場合）

	区分1	区分2
通常時間	656単位	609単位
短時間 (サービス提供時間が3時間未満)	645単位	596単位

- ・休業日に行う場合（利用定員が10人以下の場合）

	区分1	区分2
区分	787単位	726単位

(2) その他

- ・指導員加配加算の拡充は、事項13（P.5）で説明。
- ・関係機関連携加算の拡充：学校と連携して個別支援計画の作成等を行った場合の評価を拡充。 →1年に1回 →1月に1回
- ・保育・教育等移行支援加算の創設：子ども子育て施策等への移行支援を行った場合に評価する。 →500単位/回 等
- ・送迎加算 放課後等デイサービスにおける送迎については、障害児の自立能力の獲得を妨げないように配慮するよう通知されるとのことであるため、通知が発出され次第、ウェルネットなごやに掲載をおこなう。

5 障害児支援横断的事項（児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、福祉型障害児入所、医療型障害児入所）

(1) 福祉専門職員配置等加算の見直し（下線部分が変更点）（保育所等訪問支援除く）

イ 福祉専門職員配置等加算（I）15単位/日

生活支援員等として常勤で配置されている従業者のうち社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師である従業者の割合が100分の35以上ある場合に加算する。

ロ 福祉専門職員配置等加算（II）10単位/日 上記の要件で、100分の25以上にある場合

(2) 各種減算の見直し(※平成30年4月に減算となっている場合は30年3月までの期間を通算して減算します。)

イ サービス提供職員欠如減算

減算が適用された月から3月以上連続して基準に満たない場合、減算が適用された3月目から人員基準欠如が解消されるに至った月までの間につき、所定単位数の50%を算定する。

ロ 児童発達支援管理責任者欠如減算【30年3月23日一部修正】

指定基準に定める人員基準を満たしていない場合、その翌月から、人員基準欠如が解消されるに至った月までの間につき、所定単位数の70%を算定する。減算が適用された月から5月以上連続して基準に満たない場合、減算が適用された5月目から人員基準欠如が解消されるに至った月までの間につき、所定単位数の50%を算定する。

(2) イ・ロ 人員基準上必要とされる員数から1割を超えて減少した場合は、その翌月から減算。1割の範囲内で減少した場合は翌々月から減算。

ハ 個別支援計画未作成減算

個別支援計画が作成されずにサービス提供が行われていた場合、当該月から当該状態が解消されるに至った月の前月までの間につき、所定単位数の70%を算定する。減算が適用された月から3月以上連続して当該状態が解消されない場合、減算が適用された3月目から当該状態が解消されるに至った月の前月までの間につき、所定単位数の50%を算定する。

(3) 食事提供体制加算の経過措置の取扱い(児童発達支援センターに限る)

平成29年度末までの経過措置とされていた食事提供体制加算については、食事の提供に関する実態等の調査・研究を十分に行った上で、引き続き、その他あり方を検討することとし、今回の改定では継続となる。

(4) 福祉・介護職員処遇改善加算の見直し(児童発達支援センターを除く)

福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ)及び(Ⅴ)については、要件の一部を満たさない事業者に対し、減算された単位数での加算の取得を認める区分であることや、当該区分の取得率や報酬体系の簡素化の観点を踏まえ、これを廃止。その際、一定の経過措置期間を設けることとされているため、決定され次第、ウェルネットなごやに掲載する。

(5) 身体拘束廃止未実施減算

身体拘束等の適正化を図るため、身体拘束等に係る記録をしていない場合について、基本報酬を減算する。 5単位/日減算

(6) 公立減算

施設等の設置者である自治体から補助金や指定管理料等の公費が別途投入されていることと等に鑑み、引き続き維持となる。

6 看護職員加配加算（児童発達支援及び放課後等デイサービス）【新設】

一定の基準を満たす医療的ケア児を受け入れるための体制を確保し、医療的ケア児やその家族の状況及びニーズに応じて、地域において必要な支援を受けることができるよう、看護職員の加配を評価する加算が創設。

また、送迎においても喀痰吸引等の医療的ケアが必要な場合があることを踏まえ、手厚い人員配置体制で送迎を行う場合を評価される。

さらに、医療機関との連携等により、外部の看護職員が事業所を訪問して障害児に対して看護を行った場合等を評価する医療連携体制加算について、長時間支援を評価する区分が創設。

(1) 看護職員加配加算

→「看護職員加配加算の創設について」（国資料別紙2）参照

(2) 送迎加算の拡充

イ 障害児（重症心身障害児以外）の場合 片道 54 単位／回
+37 単位／回※1

ロ 重症心身障害児の場合 片道 37 単位／回

※1 看護職員加配加算を算定する事業所であって、喀痰吸引等の医療的ケアを行うため運転手に加え、職員を1以上配置して送迎を行った場合に更に加算する。

※2 同一敷地内の送迎については、加算単位数の70%を算定する。

(3) 医療連携体制加算の拡充

イ 医療連携体制加算（Ⅰ） 500 単位／日

ロ 医療連携体制加算（Ⅱ） 250 単位／日

ハ 医療連携体制加算（Ⅲ） 500 単位／日

ニ 医療連携体制加算（Ⅳ） 100 単位／日

ホ 医療連携体制加算（Ⅴ） 1,000 単位／日（障害児1人）

ヘ 医療連携体制加算（Ⅵ） 500 単位／日（障害児2人以上8人以下）

※ 既存の（Ⅰ）又は（Ⅱ）については、4時間未満の支援の場合適用し、4時間を超えて支援を行う場合は、（Ⅴ）又は（Ⅵ）を適用する。ただし、看護職員加配加算を算定している場合は、医療連携体制加算は算定不可。

7 指導員加配加算（児童発達支援及び放課後等デイサービス）

児童発達支援及び放課後等デイサービスの指導員加配加算の単位数を見直すとともに、一定の基準を満たす事業所が指導員加配加算により評価した職員に加えて、1人以上配置した場合に、更に評価となる。

また、児童発達支援センター及び主として重症心身障害児を通わせる事業所においても、障害児へのきめ細やかな支援や保護者等に対する支援方法の指導を行う等の支援の強化を図るため、人員配置基準以上に手厚い配置をしている場合に評価される。

なお、人員配置基準上「指導員」という名称が廃止されるため、加算の名称を「児童指導員等加配加算」に改められた。

(1) 指導員加配加算の見直し

→「指導員加配加算の見直し等について」(国資料別紙3) 参照

イ 専門職員(理学療法士等)を配置する場合

- (1) 定員10人以下 209単位/日
- (2) 定員11人以上20人以下 139単位/日
- (3) 定員21人以上 84単位/日

ロ 児童指導員等を配置する場合

- (1) 定員10人以下 155単位/日
- (2) 定員11人以上20人以下 103単位/日
- (3) 定員21人以上 62単位/日

ハ その他の従業者を配置する場合

- (1) 定員10人以下 91単位/日
- (2) 定員11人以上20人以下 61単位/日
- (3) 定員21人以上 36単位/日

8 特別支援加算の見直し(児童発達支援、医療型児童発達支援及び放課後等デイサービス) ※下線部分が変更箇所

理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理指導担当職員、看護職員又は視覚障害者の生活訓練を専門とする技術者の養成を行う研修を修了した者を配置して機能訓練又は心理指導を行った場合 54単位/日

9 強度行動障害児支援加算【新設】

強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)を修了した職員を配置し、強度行動障害を有する障害児に対して支援を行うことを評価する加算を創設。 155単位/日

1 0 事業所内相談支援加算の見直し ※下線部分が変更箇所

相談援助が児童発達支援（放課後等デイサービス）を受けている時間と同一時間帯である場合も算定可とする。ただし、この場合に相談援助を行っている従業者は、支援の提供にあたる者からは除かれる。

1 1 関係機関連携加算（I）の見直し ※下線部分が変更箇所

障害児が通う保育所や学校等と連携して個別支援計画の作成等を行った場合に、1月につき1回を限度として加算する。

1 2 保育・教育等移行支援加算【新設】

障害児が地域において保育・教育等を受けられるよう支援を行うことにより、通所支援事業所を退所して保育所等に通うことになった場合を評価する加算を創設。

500 単位／回（1回を限度）

1 3 欠席時対応加算の見直し（児童発達支援、医療型児童発達支援及び放課後等デイサービス）

重症心身障害児については、体調が不安定であることに着目し、欠席時対応加算の算定回数が拡充される。

利用する障害児が急病等により利用を中止した際に、連絡調整や相談援助を行った場合に、月に4回まで加算する。ただし、重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所（児童発達支援センター含む。）及び重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所については、1月の利用者数から定員に当該月の営業日に乗じた数を除して得た数が100分の80に満たない場合は、1月につき8回を限度として、所定単位数を算定可能。

1 4 自己評価結果等未公表減算【新設】（児童発達支援及び放課後等デイサービス）

自己評価結果等の公表が義務付けられている児童発達支援及び放課後等デイサービスについて、未公表の場合は減算する。なお、当該減算については、平成31年4月1日から適用となる。（平成30年度中に公表されたい。）

所定単位数の15%を減算

1.5 児童発達支援の基本報酬の区分の創設

児童発達支援（児童発達支援センター及び主として重症心身障害児を通わせる事業所を除く。）の基本報酬について、主に小学校就学前の障害児（未就学児）を支援する場合（小学校就学前の障害児の数が障害児全体の数の70%以上）とそれ以外の場合の区分を創設する。※詳細は、国資料別紙1参照

1.6 医療型児童発達支援

- ・児童指導員又は保育士を加配した場合に加算。 50単位/日
- ・定員21人以上の医療型児童発達支援事業所については、更に1名加配した場合も評価する +22単位（※詳細は、国資料P.76（上側P.61）参照。

1.7 保育所等訪問支援の推進

保育所等訪問支援における専門性の高い支援を推進するため、訪問支援員特別加算の単位数の引上げ等を行う。

また、児童発達支援管理責任者が、初回又は初回の属する月に保育所等の訪問先との事前調整やアセスメントへの同行を評価する加算を創設。

さらに、障害児を育てる家族等への支援を強化するため、障害児の居宅を訪問して家族等に対して相談援助を行うことを評価する加算を創設。

この他、同一日に複数の障害児に支援した場合に適用される減算を見直し、同一場所で提供した場合に限定となる。

※詳細は、国資料P.77（上側P.62）参照。

1.8 福祉型障害児入所支援

（1）心理担当職員配置加算の見直し

（2）医療的ケア児への支援の充実

看護師配置加算を見直し、一定の基準を満たす医療的ケア児を受け入れるために看護職員を加配している場合に更に評価する（加算の名称も看護職員配置加算に改められた）。

（3）児童指導員等加配加算の創設【新規】

障害児へのきめ細やかな支援や保護者等に対する支援方法の指導を行う等の支援の強化を図る観点から、人員配置基準以上に手厚い配置をしている施設を評価するための加算を創設。

(4) 地域移行加算の見直し

グループホームや障害者入所施設等への移行支援を推進するため、地域移行加算の算定回数を拡充するとともに、福祉型障害児入所施設においては、平成33(2021)年3月31日までの間、他の社会福祉施設に入所する場合であっても算定の対象とされる。

※詳細は、国資料P.77～P.79(上側P.62～P.64)参照。

19 医療型障害児入所支援

(1) 心理担当職員配置加算の見直し

(2) 有期有目的入所の更なる評価

肢体不自由児に対する手術、リハビリ等を行う短期間集中訓練によって機能向上が図られていることなどから、有期有目的入所の推進のため、有期有目的入所に係る基本報酬の区分を見直し、更なる評価を行う。

(3) 保育職員加配加算の創設【新規】

被虐待児の増加や養育困難な保護者への育児支援など質の高い支援を行う観点から、保育士又は児童指導員を人員配置基準以上に手厚く配置している施設を評価する加算を創設。

※詳細は、国資料P.79～P.80(上側P.64～P.65)参照。

20 その他(審査等)

(1) 過誤申立書提出期日の前倒しについて

30年度からの国保連への過誤データ伝送締切日変更に伴い、郵送による過誤申立提出日を、「毎月6日必着」(※重要)とします。

(2) 30年度下期エラー移行対象について

明細書の開始年月日・終了年月日に給付決定期間や、請求する提供月以前の年月日が入力されている明細が多数あります。これらは30年度下期(30年10月受付分)以降返戻対象になりますのでご注意ください。

〈入力誤りの多いエラーコード・メッセージ〉

- ・EL03 ★受付：請求明細書の「開始年月日」に「サービス提供年月」以降の年月が設定されています
- ・EL04 ★受付：請求明細書の「終了年月日」に「サービス提供年月」以前、または以降の年月が設定されています

〈上記に係る入力方法〉

開始年月日は、受給者が当該事業所の利用を開始した年月日（契約年月日（契約更新をした場合は、その契約年月日））にする。

終了年月日は、空白もしくは、当該事業所の利用を終了した年月日にする。

〔画面イメージ〕 ※画面は、請求ソフトごとに異なります。

市町村番号	23100	受給者番号	5000000005	提供年月	H29/4	検索					
受給者氏名	田中		新障害程度区分		調整有無	無					
利用者負担上限月額	¥4,600				地域区分	三級地					
上限管理有無	有	上限管理事業所の事業所番号	2350112345	上限管理結果		管理結果額					
		上限管理事業所の事業所名	とだ								
<日数>	開始年月日	終了年月日	入院日数	外泊日数	入院日数						
	平成29年04月01日		1	0	0						
<明細>	サービス単位 (請求単位)		単位数	回数	サービス単位数	摘要					
	611803児発17・有資格3		370	1	370						
	615482児発福祉専門職員配置等加算I		15	1	15						
	615485児発欠席時対応加算		94	6	564						
	616016児発児童発達支援管理責任者専任加算17		68	1	68						
	616265児発指導員加配加算5		78	1	78						
	616621児発処遇改善加算I		83	1	83						
<請求>	給付単位数	単位数単価	総費用額	1割相当額	負担額①	上限月額調整	調整後利用者負担額	上限管理後負担額	決定利用者負担額	請求額	自治体助成請求額
	1178	1070	¥12,604	¥1,260	¥630	¥630	¥0	¥0	¥630	給付費 ¥11,974	特別対策費 ¥0
計算	給付単位数	総費用額	上限月額調整	調整後負担額	上限管理後負担額	決定利用者負担額					
	1178	¥12,604	¥630	¥0	¥0	¥630					
	市町村請求額	特別対策費	自治体助成請求額	特定障害児食事等給付費	算定日数	日数	市町村請求額	実費算定額	境界層食費免除額		
	¥11,974	¥0	¥0		¥0	0	¥0	¥0	¥0		
<input type="button" value="キャンセル"/> <input type="button" value="登録"/> <input type="button" value="修正"/> <input type="button" value="削除"/> <input type="button" value="メニュー"/>											

(3) 審査エラー移行について

別添資料「2. 国保連合会で実施する一次審査について」にける「第一段階(平成30年度下期)の移行対象エラーコード一覧」参照のこと。

国保中央会参照アドレス

https://www.kokuho.or.jp/concern/lib/03_20180316_no2_taiou.pdf